

○ 診療放射線技師関連法令および臨床実習のあり方（案）
 （平成 29 年 3 月 29 日全国診療放射線技師教育施設協議会・公益社団法人日本診療放射線技師会）

新（事務局調整案）				旧（第 1 回検討会 資料）			
はじめに （削除）				はじめに （省略）			
1. 診療放射線技師学校養成所指定規則別表第一について 診療放射線技師学校養成所指定規則別表第一については、表 1 の通りとする。なお、教育内容に対する教育目標については表 2（平成 27 年 3 月 31 日 医政発 0331 第 26 号 診療放射線技師養成所指導ガイドライン別表 1 相当）の通りとする。				1. 診療放射線技師学校養成所指定規則別表第一について 診療放射線技師学校養成所指定規則別表第一については、表 1 の通りとする。なお、教育内容に対する教育目標については表 2（平成 27 年 3 月 31 日 医政発 0331 第 26 号 診療放射線技師養成所指導ガイドライン別表 1 相当）の通りとする。			
表 1 診療放射線技師学校養成所指定規則別表第一について				表 1 診療放射線技師学校養成所指定規則別表第一について			
教育内容		単位数		教育内容		単位数	
		改正案	現行			改正案	現行
基礎分野	科学的思考の基礎	14	14	基礎分野	科学的思考の基礎	14	14
	人間と生活				人間と生活		
専門基礎分野	人体の構造と機能および疾病の成り立ち	13	13	専門基礎分野	人体の構造と機能および疾病の成り立ち	13	13
	保健医療福祉における理工学的基礎ならびに放射線の科学及び技術				保健医療福祉における理工学的基礎ならびに放射線の科学及び技術		

専門分野	診療画像技術学・臨床画像学	18	17
	核医学検査技術学	6	6
	放射線治療技術学	7	6
	医療画像情報学	6	6
	放射線安全管理学	4	4
	医療安全管理学	2	1
	実践臨床画像学	2	—
	臨床実習*	12	10
合計		102	95

*) 臨床実習については、10 単位以上は病院等において行うこと

表 2 (指導ガイドライン別表 1 に相当する) 教育内容と教育目標について

教育内容		単位数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
	人間と生活		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	13	人体の構造と機能及び疾病を系統立てて理解し、関連科目を習得するための基礎能力を養う。また、造影剤の血管内投与や下部消化管の検査に対応して、病態生理、臨床解剖及び薬理について、系統立てて理解する。併せて、公衆衛生等の社会医学について学習する。

専門分野	診療画像技術学	17	17
	核医学検査技術学	6	6
	放射線治療技術学	6	6
	医療画像情報学	6	6
	放射線安全管理学	4	4
	医療安全管理学	2	1
	画像診断・技術学	4	—
	臨床実習*	12	10
合計		102	95

*) 臨床実習については、10 単位以上は病院等において行うこと

表 2 (指導ガイドライン別表 1 に相当する) 教育内容と教育目標について

教育内容		単位数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
	人間と生活		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	13	人体の構造と機能及び疾病を系統立てて理解し、関連科目を習得するための基礎能力を養う。併せて、地域社会における公衆衛生について理解する。また、造影剤の血管内投与や下部消化管の検査に対応して、病態、解剖及び薬理について、系統立てて理解する。

	保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	18	保健・医療・福祉における理工学及び情報科学の基礎知識を習得し、理解する能力を育成する。 保健・医療・福祉における放射線の安全な利用に必要な基礎知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。		保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	18	保健・医療・福祉における理工学及び情報科学の基礎知識を習得し、理解する能力を育成する。 保健・医療・福祉における放射線の安全な利用に必要な基礎知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
専門分野	診療画像技術学・臨床画像学	18	エックス線撮影・エックス線コンピュータ断層撮影・磁気共鳴断層撮影・超音波撮影等の原理を理解し、これらに用いる装置の構成、使用法及び保守管理法を学び、撮影に必要な知識・技術、画像処理・画像解析、画質評価、正常所見、代表的な異常所見及び緊急対応を要する画像所見について学習する。	専門分野	診療画像技術学	17	エックス線撮影・エックス線コンピュータ断層撮影・磁気共鳴断層撮影・超音波撮影等における装置の構成及び保守管理法を理解し、撮影・撮像に必要な知識・技術及び結果の解析と評価について学習する。また、患者接遇の基礎能力を養う。
	核医学検査技術学	6	核医学検査の原理及び放射線薬剤について学び、核医学検査に用いる装置の構成、使用法及び保守管理法を理解し、核医学検査の実施に必要な知識・技術、画像処理・画像解析、正常所見及び代表的な異常所見について学習する。		核医学検査技術学	6	核医学検査の原理及び装置等の構成、動作原理及び保守管理法を理解し、核医学検査に必要な知識・技術及び結果の解析と評価について学習する。
	放射線治療技術学	7	粒子線治療を含む放射線治療の原理を学び、放射線治療に用いる装置の構成、使用法及び品質保証・品質管理を理解し、放射線治療の実施に必要な知識・技術及び吸収線量の計測と評価について学習する。		放射線治療技術学	6	放射線治療の原理及び装置の構成、動作原理及び保守管理法を理解し、放射線治療に必要な知識・技術及び治療計画の解析と評価について学習する。
	医療画像情報学	6	医療画像情報の基礎を理解し、医療画像に用いられる画像処理及び画像評価を学習する。医療情報システムの構成を学び、運用に必要な知識を学習する。		医療画像情報学	6	医療画像の成り立ちに必要な画像情報の理論を理解し、画像解析、評価、処理及び医療情報システムの知識を学習する。

	放射線安全管理学	4	放射線防護の基本理念を理解し、放射線計測及び放射線管理の知識・技術を身につける。事故の対策、発生時の対応等、問題解決能力を養う。放射線の安全管理に関わる関係法規について学習する。		放射線安全管理学	4	放射線などの安全な取扱いとその関係法規及び保健医療領域における安全管理の知識や技術を学習し、問題解決能力を養う。
	医療安全管理学	2	医療安全の基礎的知識を身につけ、医療事故や院内感染の発生原因とその対応について学習する。放射線機器を含む医療機器及び造影剤を含む医薬品に関わる安全管理を理解する。救急救命対応の知識や技術を学習し、造影剤投与による副作用発生時等、診療放射線技師としての患者急変への対応について学習する。		医療安全管理学	2	診療放射線技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して造影剤の投与など適切に検査に伴う行為ができる能力を身につける。また、造影剤の投与に伴う危険因子を認識し、特にアナフィラキシーなど重篤な合併症の発生時に適切に対処するため、速やかに医師等に連絡し、自らが一次救命処置を適切に実施できる能力を身につける。 医療機器等に関わる関係法規及び医療安全の基礎的知識や技術を学習し、医療事故等の発生原因とその対策について学習する。
	実践臨床画像学	2	臨床画像学で学んだ知識・技能を用い、医療現場における放射線機器等の取扱い、患者への対応及び検査に関わる説明、チーム医療及び他職種との連携、医療情報の取扱いについて実践的に学習する。また、抜針及び止血の手技、肛門へのカテーテル挿入からの造影剤及び空気注入の手技ができる能力を身につける。併せて、放射線安全管理学と医療安全管理学で学んだ放射線防護、安全管理について実践的に学習し、病院等で臨床実習を行うのにふさわしい技能や医療者としての態度を身につける。		画像診断・技術学	4	診療放射線業務を行う上で必要な画像診断における読影補助について学習する。さらに、画像処理・画像解析、画像診断に伴って必要な病態生理学、臨床解剖学を理解する。

	臨床実習	12	診療放射線技師としての基本的な実践能力を身に付け、併せて、 多様なニーズを有する患者 への適切な対応を学ぶ。また、医療チームの一員としての 役割 を理解し、責任を認識する。
合計		102	

2. 専任教員の要件

専任教員の要件は以下の通りとする。

指定規則別表第1に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち7人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「診療放射線技師等」という。）である専任教員であること。ただし、診療放射線技師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては5人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては6人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。

診療放射線技師等である専任教員のうち4人以上は、免許を受けた後5年以上**法第2条第2項に規定する業務等**を業として行った診療放射線技師（以下この号において「**業務経験5年以上の診療放射線技師**」という。）であること。ただし、**業務経験5年以上の診療放射線技師である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては2人、その翌年度にあつては3人とすることができる。**

3. 教育上必要な機械器具、標本、模型

	臨床実習	12	診療放射線技師としての基本的な実践能力を身に付け、併せて、 施設における放射線部門の運営に関する知識・分析力等を養うとともに、被験者及び患者 への適切な対応を学ぶ。また 医療安全や感染症対策についての適切な対応を学ぶとともに、チーム医療の一員として責任と役割 を実践できる能力を養う。
合計		102	

2. 専任教員の要件

専任教員の要件は以下の通りとする。

指定規則別表第1に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち7人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数）以上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「診療放射線技師等」という。）である専任教員であること。ただし、診療放射線技師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては5人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数）、その翌年度にあつては6人（1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数）とすることができる。

診療放射線技師等である専任教員のうち4人以上は免許を受けた後5年以上**法第2条第2項等に規定する業務**を業として行った診療放射線技師であること。

3. 教育上必要な機械器具、標本、模型

教育上必要な機械器具、標本、模型については、第3回診療放射線技師学校養成所カリキュラム等改善検討会資料の通りとする。

4. 臨床実習

臨床実習の方法について

臨床実習の方法については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましい。

診療参加型実習の実施に当たっては、以下の事項を遵守する

- ① 臨床実習指導者の指導・監視を必須とし、必要があれば当該行為を直ちに制止あるいは修正できるような状況で行うこと。
- ② 臨床実習指導者の指導・監視によって、診療放射線技師が行った場合と同等の安全性と医療の質が確保されること。
- ③ 事前に患者もしくは患者の保護者等の同意を得ること。
- ④ 医療機器の安全管理に関わる問題を生じないこと。
- ⑤ 臨床実習生を労働力と扱うことなく、教育として適切な臨床実習を行うこと。
- ⑥ 臨床実習前に学生について実技試験を含む評価を行い、診療参加型実習に臨むにふさわしい総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認すること。なお、臨床実習前の評価については、将来的には全国統一のものとするのが望ましい。
- ⑦ なお、臨床実習における「実習生が行うことができる行為の例示及び水準」については、今後統一した基準となるよう検討する。

教育上必要な機械器具、標本、模型については別表1（指導ガイドライン別表2）の通りとする。

4. 臨床実習

診療放射線技師教育における教育改善を図るため、臨床実習において学生に実施させてもよい行為とその水準を分類し、教育指導の指針とするが、その作成に当たっての考え方は次のとおりとする。

- (1) 患者に対する行為にあたっては、患者の権利の保障と安全性の確保を最優先に考えて臨ませること。また、事前に患者・家族に十分かつ分かりやすい説明を行い、同意を得て行わせること。
- (2) 学生による行為の実施にあたっては、実施する実習内容についての説明能力を十分につけさせるとともに、事前に実践可能なレベルにまで技術を修得させておくこと。
- (3) 患者の状態や学生の学習状況によっては、必ずしも予め定めた水準での実施が適当でない場合がある。そのような場合には、以下の事項を考慮して臨床実習指導教員の判断のもとに水準を変更して行うこととする。
 - ・ 学生が実施しても診療放射線技師の実施に比較して患者への大きな身体侵襲を来すものでないかどうか
 - ・ 学生の技術の修得状況や実習の根拠となる知識習得の程度が十分であるか否か
 - ・ 学生と患者・家族とのコミュニケーションに問題はないか
- (4) 行為については、学生の臨床実習において最終学年までに経験させてもよい項目を示すものであり、行為の実施によって予測される患者の身体侵襲の程度を目安としつつ、教育的観点から考慮した上で水準を分類した。

診療放射線技師の資格を有しない学生の行為も、その目的、手段、方法が社会通念から見て相当であり、診療放射線技師が行う行為と同程度の安全性が確保される範囲内であれば、違法性はないと解することが可能である。すなわち、(1) 患者・家族の

同意のもとに実施されること、(2) 診療放射線技師教育としての正当な目的を有するものであること、(3) 相当な手段、方法をもって行われることを条件にするならば、その違法性が阻却されると考えられる。ただし、(4) 法益侵害性が当該目的から見て相対的に小さいこと(法益の権衡)、(5) 当該目的から見て、そのような行為の必要性が高いこと(必要性)が認められなければならないが、正当な診療放射線技師教育目的でなされたものであり、また手段の相当性が確保されていれば、これらの要件は満たされるものと考えられる。

診療放射線技師養成のための臨床実習において、一定条件下で許容される基本的行為の例示について表3に示す。また、一定条件下で許容される基本的行為の具体的内容の水準Ⅰ、水準Ⅱ、水準Ⅲについて、それぞれ表4、5、6に示す。

臨床実習の前に各施設が責任をもって学生を評価し、「臨床実習を行う基本的行為にかかる能力を有する」学生のみ臨床実習を行うものとする。また、臨床実習については、10単位以上は、病院等において行うこと。(現指定規則 備考4)

「臨床実習を行う基本的行為にかかる能力を有する」学生の評価については、施設協議会において、将来的には全国統一の評価方法になるよう検討する。

(削除)

表3 一定条件下で許容される基本的行為の例示

水準Ⅰ	水準Ⅱ	水準Ⅲ
実習指導者*1の助言・指導により、学生が補助的に実施できる行為	実習指導者(臨床実習指導教員等)*2の指導・監視のもとで学生が実施できる行為	学生単独での実施は許容されず、実習指導者(臨床実習指導教員等)*2の実施を見学する行為

	X線撮影検査(補助) X線透視検査(補助) X線CT検査(補助) MRI検査(補助) 核医学検査(補助) 超音波検査(補助) 骨塩定量検査(補助) 無散瞳型眼底撮影検査(補助) 医療機器の点検 画像診断モニタの点検	血管撮影検査(補助) 外部放射線治療(補助) X線撮影検査 X線透視検査 X線CT検査 MRI検査 核医学検査 超音波検査 骨塩定量検査 無散瞳型眼底撮影検査 放射線源の安全管理 放射線治療の品質管理(検証作業) 漏えい線量測定 医療機器の品質管理 画像診断モニタの品質管理	造影剤注入による検査 静脈路の抜針・止血 血管撮影検査 画像下治療(IVR) 外部放射線治療 CTシミュレータ撮影・固定具作成 放射線治療計画 密封小線源治療 RI内用療法 放射性医薬品の準備 検像作業 画像等手術支援
--	--	---	--

- ※1 実習指導者とは、5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する診療放射線技師とする。
- ※2 実習指導者(臨床実習指導教員等)は、教員の資格を有する診療放射線技師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師であること。
- ※3 補助にはポジショニングは含まれない。
- ※4 放射線等を人体(患者)に対して照射する行為の臨床実習での実施の可否については、関係団体や学識経験者等を含めて検討する必要があることから、厚生労働省に設置する検討会において検討していただきたい。なお、非侵襲的な行為であるMRI撮影、超音波検査、核医学検査(PET-CT,

SPECT/CT を除く) については、臨床実習において実施できる。

表4 水準 I の具体的内容 (学生が補助的に実施できる行為)

(削除)

行為名	具体的行為
X線撮影検査 (補助)	装置の始業前点検、被検者(患者)及び検査部位の確認と検査に関する事前説明、撮影に関わる機器の設定及び準備、被験者の撮影前までに関連する介助(ポジショニングは含まない)、放射線防護及び被ばく低減に関わる処置、X線撮影条件の設定
X線透視検査 (補助)	装置の始業前点検、被検者(患者)及び検査内容の確認と検査に関する事前説明、必要な処置の確認、検査に関わる機器の設定及び使用薬剤等の準備、被検者の撮影前までに関連する介助(ポジショニングは含まない)、放射線防護及び被ばく低減に関わる処置、X線透視(撮影)条件の設定
X線CT検査 (補助)	装置の始業前点検、被検者(患者)及び検査内容の確認と検査に関する事前説明、必要な処置の確認、検査に関わる機器の設定及び使用薬剤等の準備、被検者の撮影前までに関連する介助(ポジショニングは含まない)、放射線防護及び被ばく低減に関わる処置、撮影条件の設定
MRI検査(補助)	装置の始業前点検、被検者(患者)及び検査内容の確認と検査に関する事前説明、必要な処置の確認、検査に関わる機器の設定及び使用薬剤等の準備、被検者の撮影前までに関連する介助(ポジショニングは含まない)、撮影条件の設定
核医学検査 (補助)	装置の始業前点検、被検者(患者)の検査内容の確認と検査に関する事前説明、必要な処置の確認、検査に関わる機器の設定及び使用薬剤等の準備、被検者の撮影前までに関連する介助(ポジショニングは含まない)、放射線防護及び被ばく低減に関わる処置、検査条件の設定

超音波検査 (補助)	装置の始業前点検、被検者（患者）及び検査内容の確認と検査に関する事前説明、必要な処置の確認、検査に関わる機器の設定、被検者の撮影前までに関連する介助（ポジショニングは含まない）
骨塩定量検査 (補助)	装置の始業前点検、被検者（患者）及び検査内容の確認と検査に関する事前説明、必要な処置の確認、検査に関わる機器の設定及び準備、被検者の撮影前までに関連する介助（ポジショニングは含まない）
無散瞳型眼底撮影検査 (補助)	装置の始業前点検、被検者（患者）及び検査内容の確認と検査に関する事前説明、必要な処置の確認、検査に関わる機器の設定及び準備、被検者の撮影前までに関連する介助（ポジショニングは含まない）
医療機器の点検	検査用補助器具の動作確認、各種検査装置や関連機器のウォーミングアップ、目視による始業前点検、終業点検、機器の清掃
画像モニタの点検	電源投入、目視による始業前点検、終業点検、モニタの清掃

表5 水準Ⅱの具体的内容(実習指導者の指導・監視のもとで学生が実施できる行為)

(削除)

行為名	具体的行為
血管撮影検査 (補助)	装置の始業前点検、被検者（患者）及び検査（治療）内容の確認と検査（治療）に関する事前説明、必要な処置の確認、検査（治療）に関わる機器の設定及び使用薬剤等の準備、被検者（患者）の撮影前までに関連する介助（ポジショニングは含まない）、放射線防護被ばく低減に関わる処置、X線透視（撮影）条件の設定、参照画像の作成・表示、被検者（患者）被ばく線量の記録（面積線量値など）
外部放射線	装置の始業前点検、患者及び治療内容の確認と説明、必要な処置

	治療（補助）	の確認、治療に関わる機器の設定及び使用機器等の準備、患者の治療前までに関連する介助（ポジショニングは含まない）、放射線防護及び被ばく低減に関わる処置、照射条件の確認
	X線撮影検査	水準Ⅰに加えて、ポジショニング、移動型X線装置を使用した撮影の補助
	X線透視検査	水準Ⅰに加えて、ポジショニング、被験者（患者）の被ばく線量の記録（面積線量計値など）
	X線CT検査	水準Ⅰに加えて、X線CTのポジショニング、MPRやボリュームレンダリングなどの画像処理
	MRI検査	水準Ⅰに加えて、造影を伴わない単純MRIの撮影、MIPやボリュームレンダリングなどの画像処理
	核医学検査	水準Ⅰに加えて、ガンマカメラ・SPECT・PET等による撮影（SPECT/CT、PET/CTを除く）、データ処理、RI廃棄物の保管・廃棄、装置の定期的な性能試験
	超音波検査	水準Ⅰに加えて、ゼリーの塗布、プローブによるスキャン
	骨塩定量検査	水準Ⅰに加えて、ポジショニング、X線撮影条件の設定（管電圧、管電流、時間、距離など）、骨密度測定結果の作成・印刷
	無散瞳型眼底撮影検査	水準Ⅰに加えて、ポジショニング、撮影条件の設定（観察光量、撮影光量、視度補正レンズ、固視標、焦点の調整など）、眼底像への切り替え、撮影
	放射線源の安全管理	診療用放射線照射器具又は装置（ガンマナイフ、腔内照射装置など）の放射能及び線量測定、放射性医薬品の取扱及び汚染の測定、放射性同位元素装備診療機器の放射能及び線量測定
	放射線治療の品質管理（検証作業）	治療計画の確認（ガントリ、コリメータ、寝台、ウェッジなど）、治療計画の検証（MU値、実測）。治療装置の品質管理（機械的、線量的品質管理）の実施

(削除)	漏えい線量測定	測定器（サーベイメータ）の選択、X線装置の遮蔽能力の確認、測定する機器の照射条件や測定場所の決定、線量率または積算線量の測定、バックグラウンドの測定、測定結果の記録・保存、測定器の管理
	医療機器の品質管理	水準Ⅰに加えて、不変性試験の実施、消耗部品の点検、安全装置の点検、AECの点検、X線出力の安定性・再現性の評価、被ばく線量の評価、出力される画像の画質評価（空間分解能、コントラスト分解能など）、評価結果の確認・記録、評価結果に基づくキャリブレーション・調整の実施
	画像診断モニタの品質管理	水準Ⅰに加えて、不変性試験の実施、目視による全体評価、グレースケールの評価、アーチファクトの評価、輝度均一性の評価、輝度計・照度計などを用いた不変性試験など、各種評価結果の確認・記録・検討、評価結果に基づくキャリブレーション・調整の実施
	表6 水準Ⅲの具体的内容（臨床実習指導教員等の実施を見学する行為）	
	行為名	具体的行為
造影剤注入による検査	造影剤を投与・注入するすべての検査における被検者確認、事前説明、機器の設定及び準備、X線撮影条件の設定、医療情報・画像情報に係る作業及びX線を照射する行為	
静脈路の抜針・止血	静脈路の自動注入器への接続、自動注入器の操作、検査終了後における抜針前の被検者の状態確認、抜針及び止血、被検者への説明	
血管撮影検査	水準Ⅱに加えて、画像情報に係る作業及びX線を照射する行為	
画像下治療（IVR）	血管系及び非血管系IVR手技における患者確認、事前説明、機器の設定及び準備、X線撮影条件の設定、参照画像の作成、清潔操作、画像情報に係る作業及びX線を照射する行為	

外部放射線治療	水準Ⅱに加えて、画像の取得を含む位置照合に係る作業、医療情報を含む記録に係る作業及び放射線を照射する行為
CT シミュレ ータ撮影・固 定具作成	装置の始業前点検、患者及び検査内容の確認と検査に関する事前説明、必要な処置の確認、検査に関わる機器の設定及び固定具等の準備、患者の撮影前までに関連する介助、放射線防護及び被ばく低減に関わる処置、撮影条件の設定、固定具作成の補助（シェルや吸引バックなど）
放射線治療 計画	治療計画体積（PTV）及び正常臓器の輪郭抽出、アイソセンタの設定、治療パラメータの設定（ビーム角度、コリメータ角度、ビームウェイトなど）、線量分布図及びDVHの確認
密封小線源 治療	密封小線源を用いるすべての放射線治療に伴う患者確認、事前説明、治療に関わる機器・器具の設定及び準備、患者のポジショニング（整位）及び関連する介助、照射データの設定、画像の取得を含む位置照合に係る作業、医療情報を含む記録に係る作業及び放射線を照射する行為
RI 内用療法	放射性同位元素を経口的あるいは経静脈的に投与する治療に伴う患者確認、事前説明、治療に用いる放射性医薬品の準備、医療情報を含む記録に係る作業、患者退出の評価
放射性医薬 品の準備	放射性同位元素のミルキング、標識化合物の合成、被検者情報確認、分注作業及びサイクロトロンによる製造、記録に係る作業
検像作業	オーダーに応じた画像情報が取得できていることを確認し、確定する行為、画像の付帯情報・画像の濃度・画像の方向・画像の順序を確認し、必要に応じて行う画像の修正や不必要な画像の削除
画像等手術 支援	被検者情報確認、3D 画像処理に伴う領域抽出・骨削除、3D 画像作成、3D プリンタ用 STL データ作成、3D 模型作成作業

5. 臨床実習に関する事項

(削除)

- (1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、診療放射線技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であること。
- (3) 臨床実習を行う施設において、教員の資格を有する診療放射線技師又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師が配置されていることが望ましいこと。
- (4) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入可能な数とし、実習指導者1人につき2人程度とすること。

5. 臨床実習指導者に関する事項

臨床実習指導者の要件等については以下の通りとする

- (1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する診療放射線技師であること。ただし、一定条件下で許容される基本的行為の例示の水準Ⅱおよび水準Ⅲについては、教員の資格を有する診療放射線技師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師であること。
- (3) 臨床実習を行う施設において、診療画像技術学、核医学検査技術学、放射線治療技術学の各部門にそれぞれ主任者が選定されていること。
- (4) 実習施設における実習人員は、実習指導者1人につき2人程度とすること。